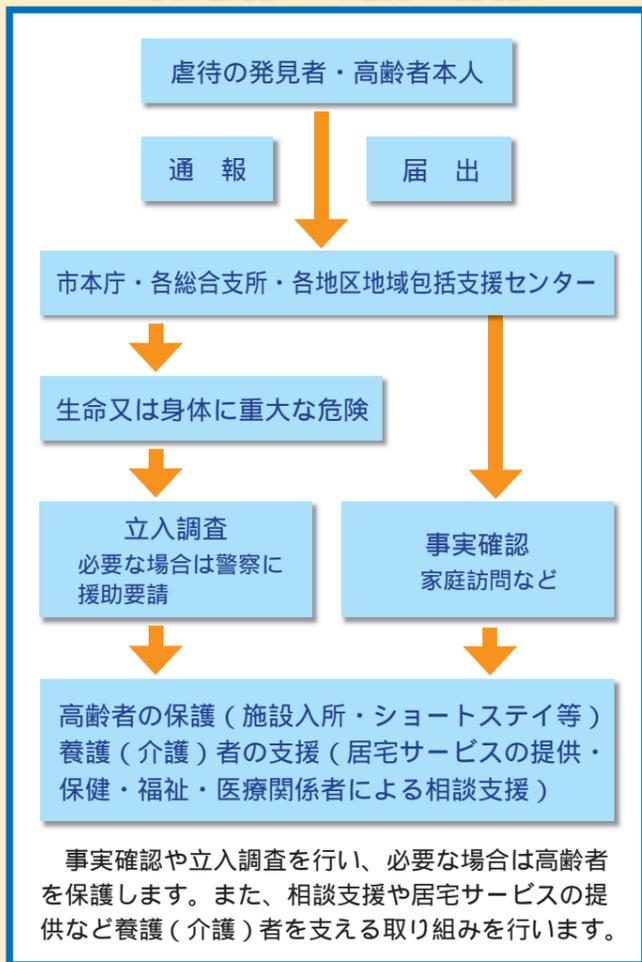


市の虐待への対応の体制



高齢者虐待の通報・相談先

通報・相談先	代表電話番号（内線番号）
市役所本庁 高齢障害福祉課介護支援係	0994-43-2111（3750）
吾平総合支所 健康福祉課 福祉班	0994-58-7111（5301）
輝北総合支所 健康福祉課 福祉班	099-486-1111（2502）
串良総合支所 健康福祉課 高齢障害班	0994-63-3111（4330）
東部地区地域包括支援センター （笠之原町 1910-2）	0994-40-3751
西部地区地域包括支援センター （大浦町 14028-6）	0994-40-9855
南部地区地域包括支援センター （吾平町 3811-2）	0994-58-5900
北部地区地域包括支援センター （大手町 14-22）	0994-40-8333

こんなことが虐待になります

**身体的虐待**  
たたく、つねる、殴る、けるのほか、意図的に薬を過剰に服用させるなど

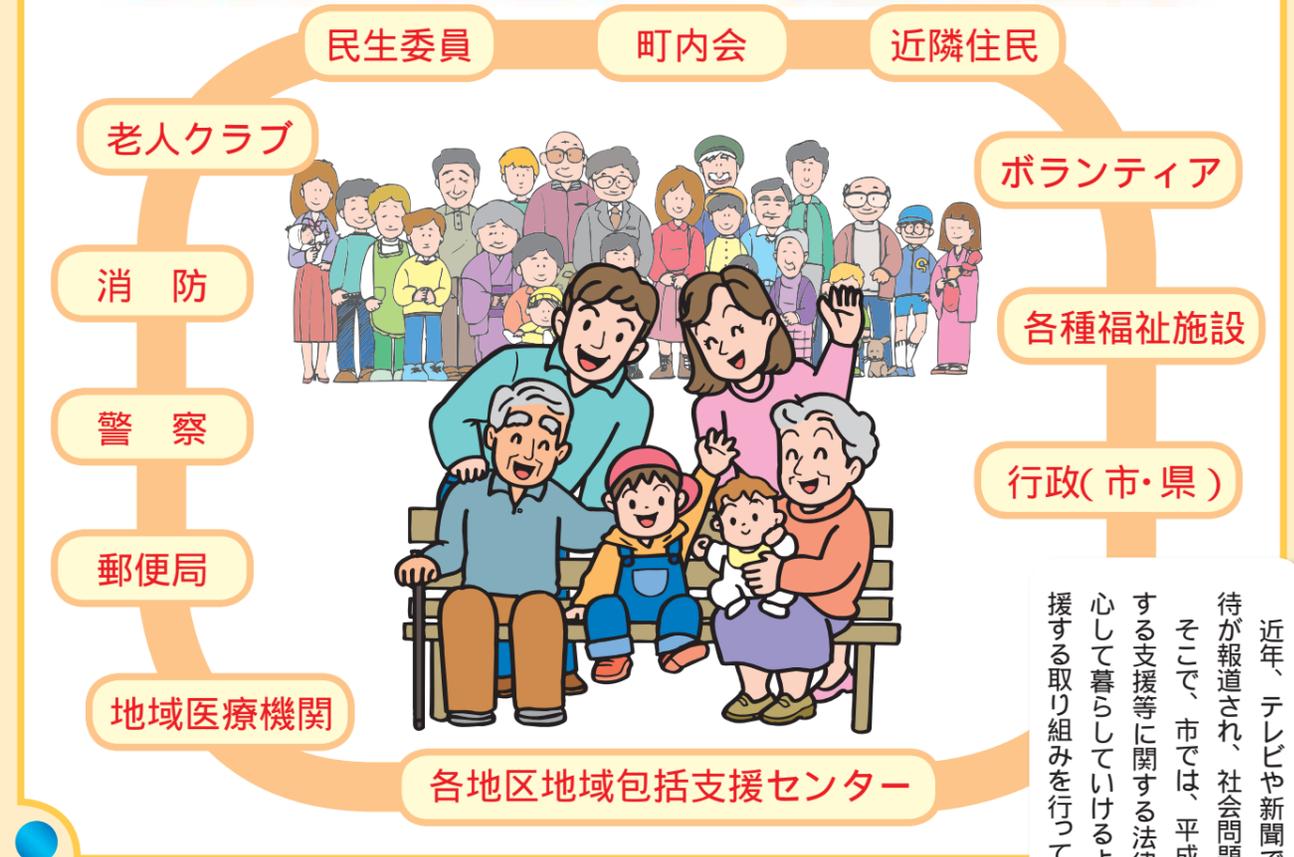
**心理的虐待**  
子ども扱いする、怒鳴る、ののしるなど、排泄の失敗に対して高齢者に恥をかかせるなど

**経済的虐待**  
本人の合意なしに財産やお金を使用したり、日常生活に必要なお金を渡さない、使わせないなど

**介護・世話の放棄・放任**  
水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や、栄養失調の状態のままにするなど

**性的虐待**  
本人との合意もなく性的な行為を行ったり、性的な懲罰を行うなど

しない させない 高齢者虐待



近年、テレビや新聞で高齢者を殴る、食事を与えない、暴言を吐くなど、高齢者への虐待が報道され、社会問題となつています。そこで、市では、平成18年4月に施行された「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域が一体となり、高齢者虐待を早期に発見し、保護・支援する取り組みを行っています。

高齢者虐待(図)は、介護の長期化・困難さによる介護者の心身の疲労、要介護者の認知症による言動の混乱など、様々な理由が複雑に絡み合っており、特に多いのが、介護の必要な高齢者への虐待です。その中には、虐待と気づかず、虐待をしてしまっている人もいます。

市でも、高齢者虐待の通報・相談が寄せられています。しかしながら、虐待の実態が表面化するのはごく一部です。

このようなことから、高齢者虐待防止法で、虐待を受けたと思われる高齢者に気づいたときは、市への通報が義務付けられました。

早めの通報が、虐待を未然に防ぎ、高齢者の身を守ることに繋がります。

誰もがいずれ高齢者になります。

【問い合わせ】  
市高齢障害福祉課  
介護支援係  
0994-432111  
内線3750

ります。そのためにも、一人ひとりが高齢者の人権意識を高める必要があります。また、市でも、高齢者虐待が「おこらない・おこさせない地域づくり」を進めるため、町内会、民生委員、警察、各種福祉施設などの関係機関と連携・協力して地域全体で虐待を防止する「高齢者虐待等防止ネットワーク推進協議会」を今年5月に設置しました。

協議会では、連携・協力する関係組織の役割を明確にし、虐待の通報・相談があった場合に、迅速に対応できるように虐待への対応の体制づくり(図)を進めています。